

香南市水防計画

新旧対照表

令和 7 年 3 月修正

香南市防災会議

香南市水防計画＜新旧対照表＞

※赤字下線部分：修正箇所

【目 次】

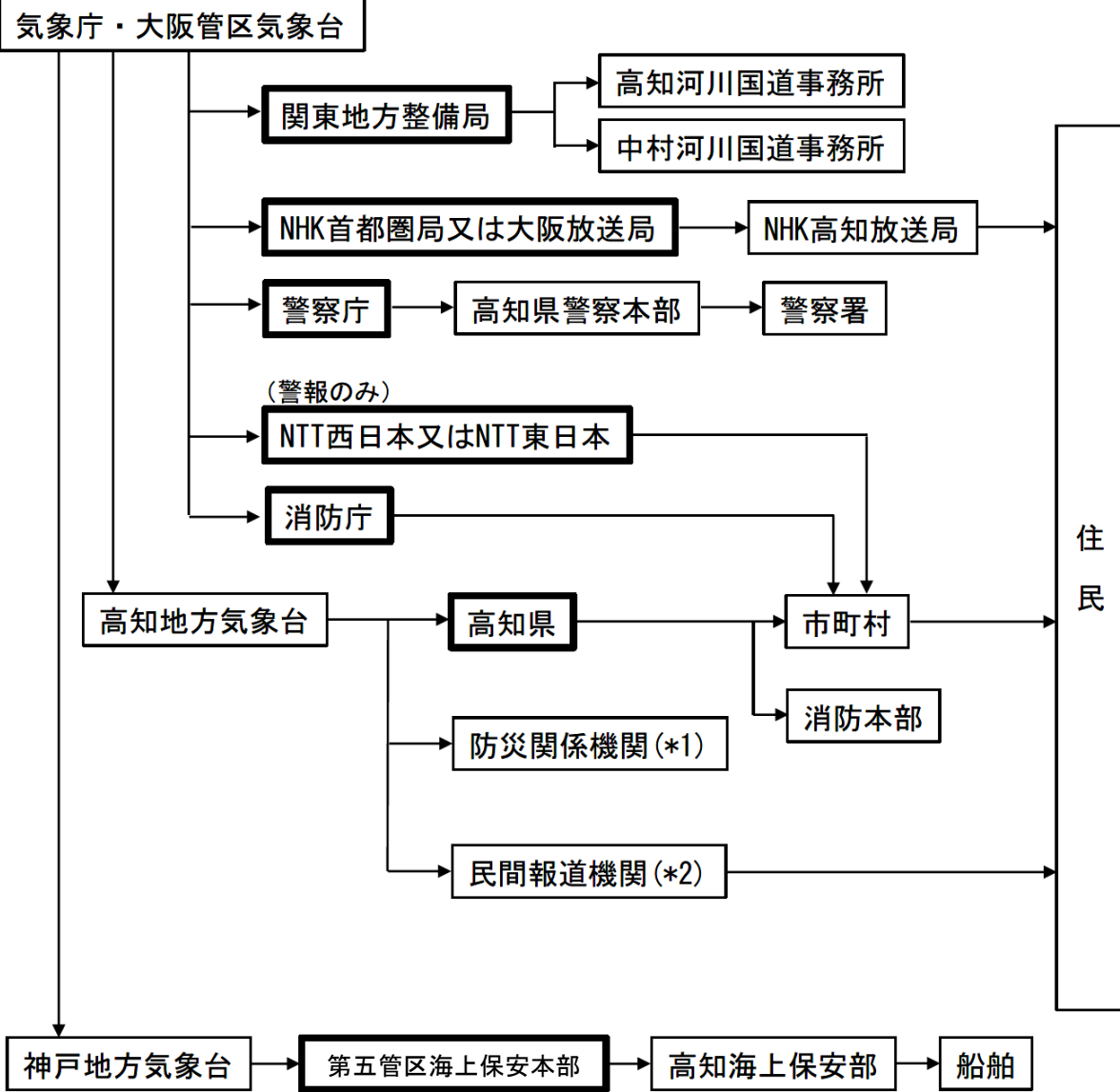
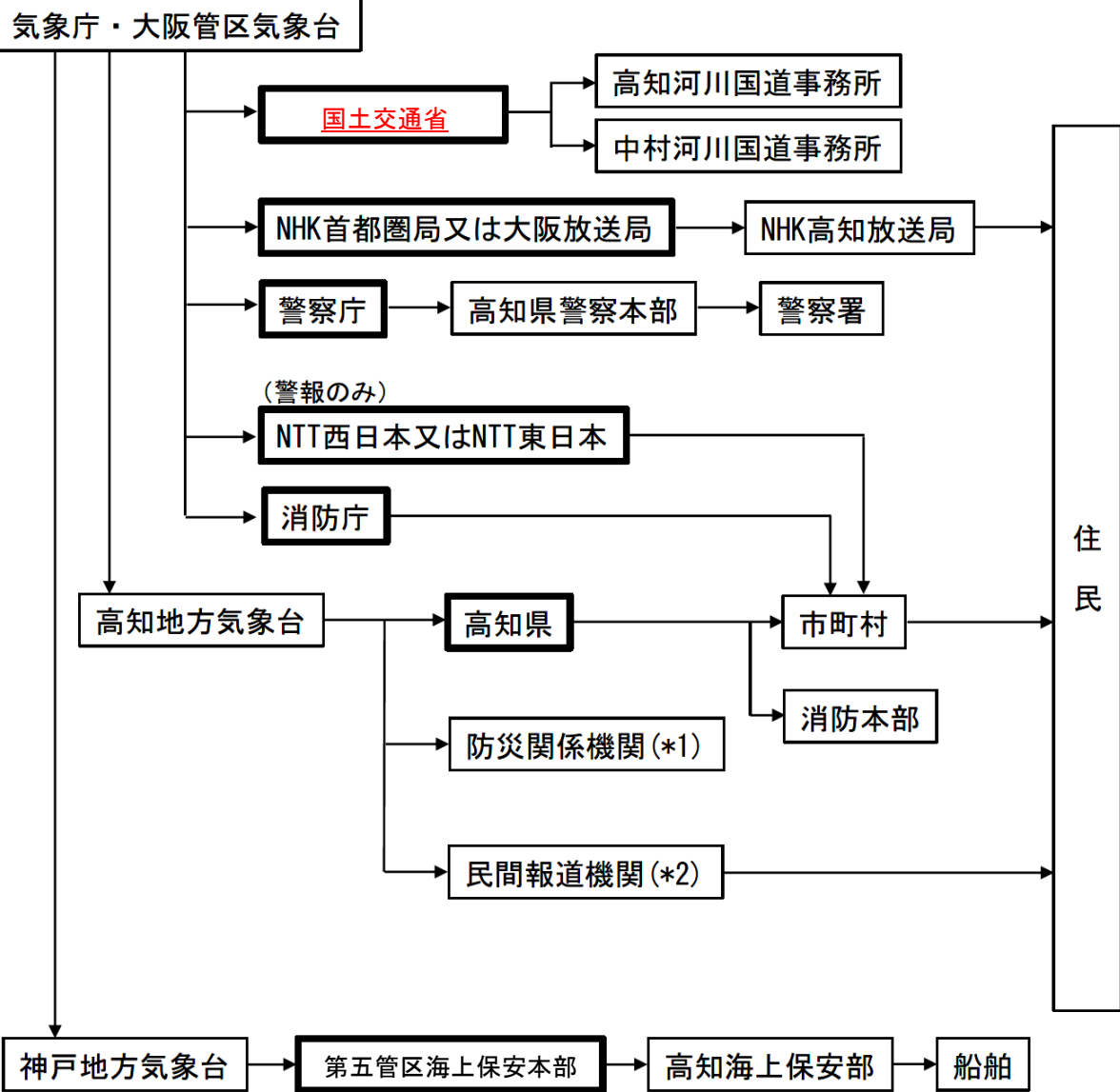
第 1 章 総則	1
第 5 節 水防の責任と義務	1
第 3 章 重要水防箇所	1
第 4 章 予報および警報	3
第 1 節 気象庁が行う予報および警報	3
第 2 節 洪水予報河川における洪水予報	5
第 3 節 水防警報	5
第 5 章 水位等の観測、気象予報等の情報収集および伝達	6
第 2 節 気象予報等の情報収集	6
第 6 章 通信連絡	6
第 1 節 通信連絡系統	6
第 7 章 水防施設および輸送	7
第 2 節 輸送の確保	7
第 1 0 章 協力および応援	8
第 6 節 企業（地元建設業等との連携）	8

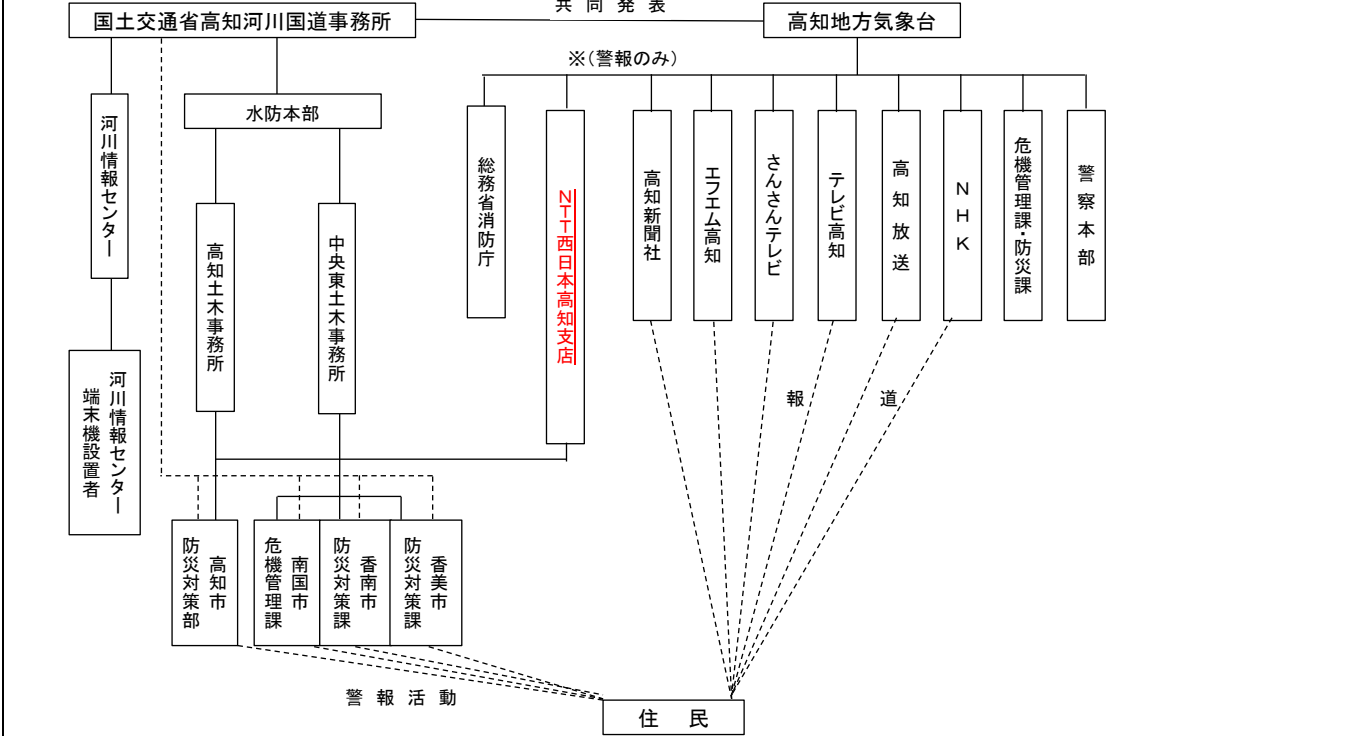
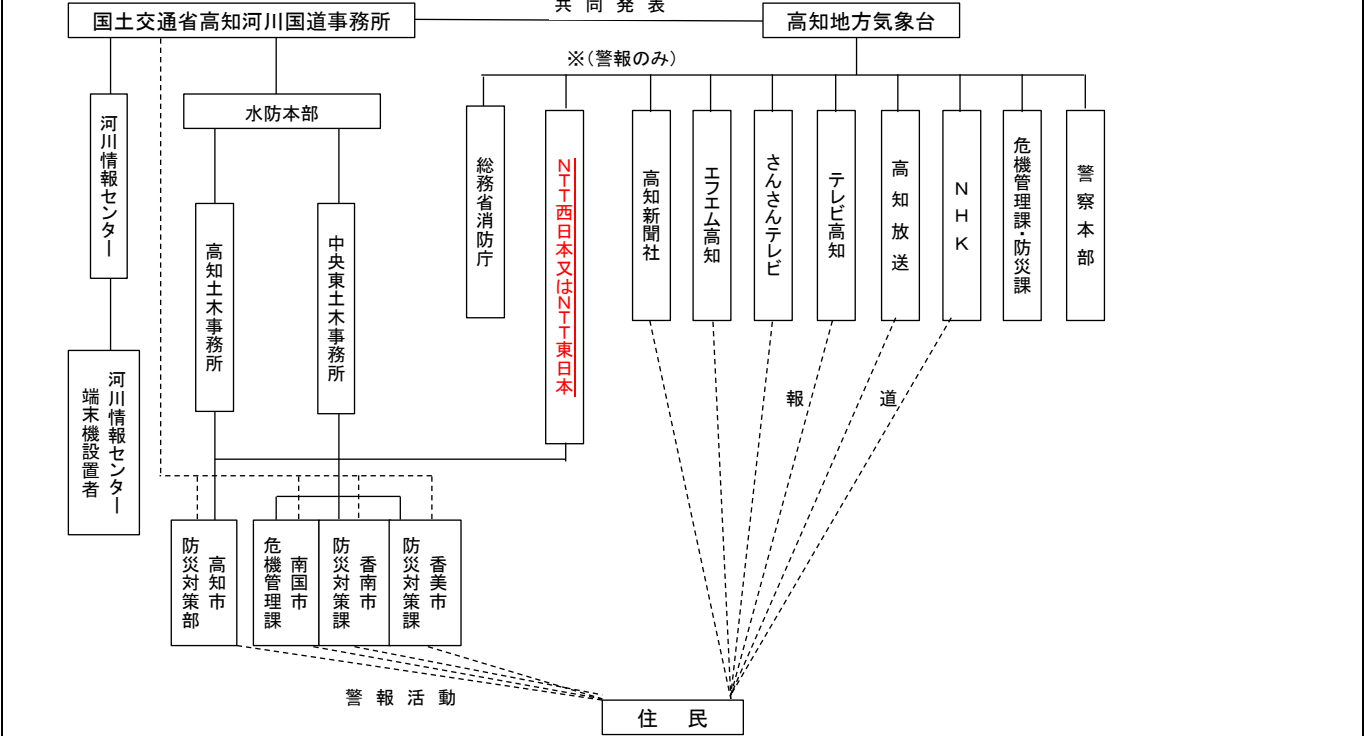
現行（令和6年3月）								修正案（令和7年3月）								備考																																																																																										
第1章 総則 第5節 水防の責任と義務 3 国土交通省の責任 国土交通省は、主に次のような義務を負う。 国土交通省の義務 <table><tr><th colspan="2">主な義務内容</th></tr><tr><td>①</td><td>水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)</td></tr><tr><td>②</td><td>洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)</td></tr><tr><td>③</td><td>量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)</td></tr><tr><td>④</td><td>水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)</td></tr><tr><td>⑤</td><td>洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法13条の4)</td></tr><tr><td>⑥</td><td>洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)</td></tr><tr><td>⑦</td><td>大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)</td></tr><tr><td>⑧</td><td>水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)</td></tr><tr><td>⑨</td><td>重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)</td></tr><tr><td>⑩</td><td>特定緊急水防活動(法第32条)</td></tr><tr><td>⑪</td><td>水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)</td></tr><tr><td>⑫</td><td>都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)</td></tr><tr><td>⑬</td><td>水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)</td></tr></table>									主な義務内容		①	水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)	②	洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)	③	量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)	④	水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)	⑤	洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法13条の4)	⑥	洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)	⑦	大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)	⑧	水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)	⑨	重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)	⑩	特定緊急水防活動(法第32条)	⑪	水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)	⑫	都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)	⑬	水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)	第1章 総則 第5節 水防の責任と義務 3 国土交通省の責任 国土交通省は、主に次のような義務を負う。 国土交通省の義務 <u>(※できる規定)</u> <table><tr><th colspan="2">主な義務内容</th></tr><tr><td>①</td><td>水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)</td></tr><tr><td>②</td><td>洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)</td></tr><tr><td>③</td><td>量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)</td></tr><tr><td>④</td><td>水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)</td></tr><tr><td>⑤</td><td>洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法13条の4)</td></tr><tr><td>⑥</td><td>洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)</td></tr><tr><td>⑦</td><td>大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)</td></tr><tr><td>⑧</td><td>水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)</td></tr><tr><td>⑨</td><td>重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)※</td></tr><tr><td>⑩</td><td>特定緊急水防活動(法第32条)※</td></tr><tr><td>⑪</td><td>水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)</td></tr><tr><td>⑫</td><td>都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)※</td></tr><tr><td>⑬</td><td>水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)</td></tr></table>									主な義務内容		①	水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)	②	洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)	③	量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)	④	水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)	⑤	洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法13条の4)	⑥	洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)	⑦	大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)	⑧	水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)	⑨	重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)※	⑩	特定緊急水防活動(法第32条)※	⑪	水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)	⑫	都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)※	⑬	水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)	現行 P7 高知河川国道事務所からの修正意見に基づく修正																																
主な義務内容																																																																																																										
①	水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)																																																																																																									
②	洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)																																																																																																									
③	量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)																																																																																																									
④	水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)																																																																																																									
⑤	洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法13条の4)																																																																																																									
⑥	洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)																																																																																																									
⑦	大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)																																																																																																									
⑧	水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)																																																																																																									
⑨	重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)																																																																																																									
⑩	特定緊急水防活動(法第32条)																																																																																																									
⑪	水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)																																																																																																									
⑫	都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)																																																																																																									
⑬	水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)																																																																																																									
主な義務内容																																																																																																										
①	水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)																																																																																																									
②	洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)																																																																																																									
③	量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)																																																																																																									
④	水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)																																																																																																									
⑤	洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法13条の4)																																																																																																									
⑥	洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)																																																																																																									
⑦	大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)																																																																																																									
⑧	水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)																																																																																																									
⑨	重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)※																																																																																																									
⑩	特定緊急水防活動(法第32条)※																																																																																																									
⑪	水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)																																																																																																									
⑫	都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)※																																																																																																									
⑬	水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)																																																																																																									
第3章 重要水防箇所 ■ 国が定める重要水防箇所一覧表 <table><tr><th>水防管理消防団</th><th>危険箇所名</th><th>危険状況</th><th>危険度評定基準</th><th>延長(m)</th><th>対策工法</th><th>左右岸</th><th>備考</th></tr><tr><td>野市消防団</td><td>吉原</td><td>基礎地盤漏水</td><td>B</td><td>110</td><td>月の輪工</td><td>右</td><td>(右)0/0-30～0/0+80</td></tr><tr><td>野市消防団</td><td>吉原</td><td>水衝洗掘</td><td>B</td><td>372</td><td>木流し工 捨て土のう工</td><td>左</td><td>(左)1/2+160～1/6+130</td></tr><tr><td>野市消防団 香美市消防団</td><td>上岡～西佐古</td><td>越水(溢水)</td><td>A</td><td>4,457 637</td><td>積土俵工</td><td>左</td><td>(左)2/4+120～7/2 7/2～7/8+40</td></tr></table> ※ 担当管署名：国土交通省物部川出張所 ※ 県側担当土木事務所：中央東土木事務所 ※ 危険状況は、令和3年度 高知県水防計画付属資料「重要水防箇所評定基準等（案）」による。 ※ 水防管理団体の消防団が監視する。 ※ 備考は距離を表している。 （例）（左） 1 / 2 + 95 ～ 2 / 4 では、（左岸）1. 295km～2. 4km の場所となる。									水防管理消防団	危険箇所名	危険状況	危険度評定基準	延長(m)	対策工法	左右岸	備考	野市消防団	吉原	基礎地盤漏水	B	110	月の輪工	右	(右)0/0-30～0/0+80	野市消防団	吉原	水衝洗掘	B	372	木流し工 捨て土のう工	左	(左)1/2+160～1/6+130	野市消防団 香美市消防団	上岡～西佐古	越水(溢水)	A	4,457 637	積土俵工	左	(左)2/4+120～7/2 7/2～7/8+40	第3章 重要水防箇所 ■ 国が定める重要水防箇所一覧表 <table><tr><th>水防管理消防団</th><th>重要箇所名</th><th>重要状況</th><th>評定</th><th>延長(m)</th><th>対策工法</th><th>左右岸</th><th>備考</th></tr><tr><td>野市消防団</td><td>久枝</td><td>基礎地盤漏水</td><td>B</td><td>110</td><td>月の輪工</td><td>右</td><td>(右)0/0-30～0/0+80</td></tr><tr><td>野市消防団</td><td>吉原</td><td>水衝洗掘</td><td>B</td><td>372</td><td>木流し工 捨て土のう工</td><td>左</td><td>(左)1/2+160～1/6+130</td></tr><tr><td>野市消防団 香美市消防団</td><td>上岡～西佐古</td><td>越水(溢水)</td><td>A</td><td>4,457 637</td><td>積土俵工</td><td>左</td><td>(左)2/4+120～7/2 7/2～7/8+40</td></tr><tr><td>野市消防団</td><td>吉原</td><td>旧川跡</td><td>要注意</td><td>560</td><td>現状把握</td><td>左</td><td>(左)0/0+160～0/6+120</td></tr><tr><td>野市消防団</td><td>吉原</td><td>旧川跡</td><td>要注意</td><td>240</td><td>現状把握</td><td>左</td><td>(左)1/0+120～1/2+160</td></tr><tr><td>野市消防団</td><td>上岡</td><td>旧川跡</td><td>要注意</td><td>220</td><td>現状把握</td><td>左</td><td>(左)1/8+100～2/0+120</td></tr></table> ※ 担当管署名：国土交通省物部川出張所 ※ 県側担当土木事務所：中央東土木事務所 ※ 重要状況は、高知河川国道事務所資料「重要水防箇所評定基準等（案）」による。 ※ 水防管理団体の消防団が監視する。 ※ 備考は距離を表している。 （例）（左） 1 / 2 + 95 ～ 2 / 4 では、（左岸）1. 295km～2. 4km の場所となる。									水防管理消防団	重要箇所名	重要状況	評定	延長(m)	対策工法	左右岸	備考	野市消防団	久枝	基礎地盤漏水	B	110	月の輪工	右	(右)0/0-30～0/0+80	野市消防団	吉原	水衝洗掘	B	372	木流し工 捨て土のう工	左	(左)1/2+160～1/6+130	野市消防団 香美市消防団	上岡～西佐古	越水(溢水)	A	4,457 637	積土俵工	左	(左)2/4+120～7/2 7/2～7/8+40	野市消防団	吉原	旧川跡	要注意	560	現状把握	左	(左)0/0+160～0/6+120	野市消防団	吉原	旧川跡	要注意	240	現状把握	左	(左)1/0+120～1/2+160	野市消防団	上岡	旧川跡	要注意	220	現状把握	左	(左)1/8+100～2/0+120	現行 P13 高知河川国道事務所資料に基づく修正
水防管理消防団	危険箇所名	危険状況	危険度評定基準	延長(m)	対策工法	左右岸	備考																																																																																																			
野市消防団	吉原	基礎地盤漏水	B	110	月の輪工	右	(右)0/0-30～0/0+80																																																																																																			
野市消防団	吉原	水衝洗掘	B	372	木流し工 捨て土のう工	左	(左)1/2+160～1/6+130																																																																																																			
野市消防団 香美市消防団	上岡～西佐古	越水(溢水)	A	4,457 637	積土俵工	左	(左)2/4+120～7/2 7/2～7/8+40																																																																																																			
水防管理消防団	重要箇所名	重要状況	評定	延長(m)	対策工法	左右岸	備考																																																																																																			
野市消防団	久枝	基礎地盤漏水	B	110	月の輪工	右	(右)0/0-30～0/0+80																																																																																																			
野市消防団	吉原	水衝洗掘	B	372	木流し工 捨て土のう工	左	(左)1/2+160～1/6+130																																																																																																			
野市消防団 香美市消防団	上岡～西佐古	越水(溢水)	A	4,457 637	積土俵工	左	(左)2/4+120～7/2 7/2～7/8+40																																																																																																			
野市消防団	吉原	旧川跡	要注意	560	現状把握	左	(左)0/0+160～0/6+120																																																																																																			
野市消防団	吉原	旧川跡	要注意	240	現状把握	左	(左)1/0+120～1/2+160																																																																																																			
野市消防団	上岡	旧川跡	要注意	220	現状把握	左	(左)1/8+100～2/0+120																																																																																																			

現行（令和6年3月）							修正案（令和7年3月）							備考		
■ 重要水防箇所評定基準								■ 重要水防箇所評定基準								現行 P13 高知河川国道事務所資料に基づく修正
種別	重要度等						種別	重要度等								
基礎地盤漏水	B	水防重要な区間					基礎地盤漏水	B	水防重要な区間							
水衝・洗掘	B	水防重要な区間					水衝・洗掘	B	水防重要な区間							
越水（溢水）	A	水防上最も重要な区間					越水（溢水）	A	水防上最も重要な区間							
							旧川跡 要注意区間 旧川跡の箇所									
■ 県が定める重要水防箇所一覧表（海岸）														現行 P14 令和6年高知県水防計画書に基づく修正		
海岸名	重要水防区域延長(m)	特に危険な箇所および対策			対象者数		避難区分									
		箇所名	予想される危険状況	水防工法	世帯	人口										
手結港海岸	1,000	坪井	越 波	土のう積	200	534	市が指示する場所									
岸本海岸	581	岸本	越 波	土のう積	70	155	市が指示する場所									
赤岡岸本海岸	105	岸本	越 波	土のう積	20	50	市が指示する場所									
赤岡海岸	1,193	赤岡	越 波	土のう積	85	203	市が指示する場所									
吉川海岸	1,531	吉川	越 波	土のう積	667	1,500	市が指示する場所									
吉川漁港海岸	1,180	吉川	越 波	土のう積	684	1,540	市が指示する場所									
※所管：赤岡岸本海岸（農水省） 吉川漁港海岸（水産庁）																
※上記以外は全て国交省																

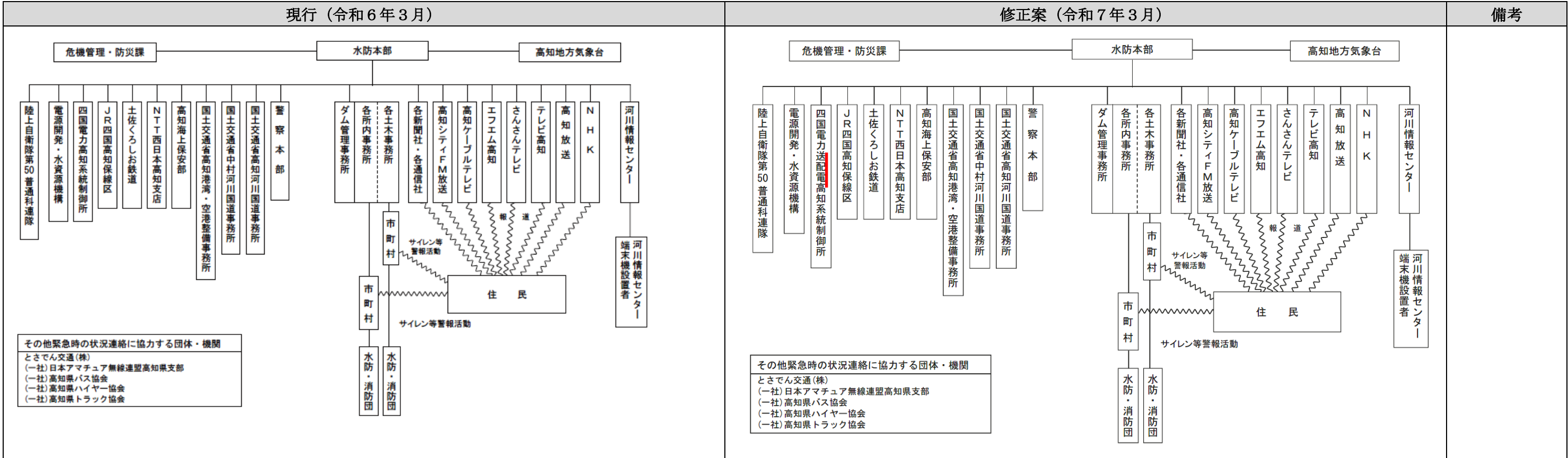
■ 県が定める重要水防箇所一覧表（海岸）														現行 P14 令和6年高知県水防計画書に基づく修正
海岸名	重要水防区域延長(m)	特に危険な箇所および対策			対象者数		避難区分							
		箇所名	予想される危険状況	水防工法	世帯	人口								
手結港海岸	1,000	坪井	越 波	土のう積	200	534	市が指示する場所							
岸本海岸	581	岸本	越 波	土のう積	70	155	市が指示する場所							
赤岡岸本海岸	105	岸本	越 波	土のう積	20	50	市が指示する場所							
赤岡海岸	1,193	赤岡	越 波	土のう積	85	203	市が指示する場所							
吉川海岸	2,134	吉川	越 波	土のう積	1,077	2,424	市が指示する場所							
吉川漁港海岸	472	吉川	越 波	土のう積	274	616	市が指示する場所							
※所管：赤岡岸本海岸（農水省） 吉川漁港海岸（水産庁）														
※上記以外は全て国交省														

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
第4章 予報および警報 第1節 気象庁が行う予報および警報 9 気象予警報等の伝達系統 (1)洪水警報等の連絡系統 <pre>graph TD; A[高知地方気象台] --- B[高知県]; A --- C[国土交通省高知河川国道事務所]; A --- D[NTT西日本高知支店]; B --- E[香南市]; D --- E; E --- F[住民]; C[高知新聞社] -.-> F; C[エフエム高知] -.-> F; C[さんさんテレビ] -.-> F; C[テレビ高知] -.-> F; C[高知放送] -.-> F; C[NHK] -.-> F; F --- G[警報活動];</pre>	第4章 予報および警報 第1節 気象庁が行う予報および警報 9 気象予警報等の伝達系統 (1)洪水警報等の連絡系統 <pre>graph TD; A[高知地方気象台] --- B[高知県]; A --- C[国土交通省高知河川国道事務所]; A --- D[NTT西日本又はNTT東日本]; B --- E[香南市]; D --- E; E --- F[住民]; C[高知新聞社] -.-> F; C[エフエム高知] -.-> F; C[さんさんテレビ] -.-> F; C[テレビ高知] -.-> F; C[高知放送] -.-> F; C[NHK] -.-> F; F --- G[警報活動];</pre>	現行 P25 令和6年高知県水防計画書に基づく修正

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
(2) 津波警報等の連絡系統  ・太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関 ・高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、高知海上保安部、NHK高知放送局、自衛隊、高知県警察本部へは高知地方気象台よりバックアップ回線を接続 * 1 防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所、四国電力送配電（株）高知系統制御所、高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る * 2 民間報道機関：FM高知、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、高知さんさんテレビに限る	(2) 津波警報等の連絡系統  ・太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関 ・高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、高知海上保安部、NHK高知放送局、自衛隊、高知県警察本部へは高知地方気象台よりバックアップ回線を接続 * 1 防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所、四国電力送配電（株）高知系統制御所、高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る * 2 民間報道機関：FM高知、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、高知さんさんテレビに限る	現行 P26 高知河川国道事務所の意見に基づく修正

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
第2節 洪水予報河川における洪水予報 1 洪水予報の取り扱い ■ 国土交通省が気象庁長官と共同して洪水予報を国土交通省から連絡を受けた場合の連絡系統（物部川） （物部川）  The flowchart illustrates the current communication system for flood forecasts in the Monbu River. At the top, the '国土交通省高知河川国道事務所' (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport, Kochi River and National Road Office) and '高知地方気象台' (Kochi Local Meteorological Office) are connected by a '共同発表' (Joint Announcement) line. Below the Ministry office, there is a '河川情報センター' (River Information Center) and a '端末機設置者' (Terminal Machine Installer). The '高知地方気象台' is connected to a '水防本部' (Water Defense Headquarters) and a '中央東土木事務所' (Central East Civil Engineering Office). A dashed line labeled '※(警報のみ)' (Note: Only for warnings) connects the '高知地方気象台' to a series of media and emergency management departments: '総務省消防庁' (Ministry of Internal Affairs and Communications, Fire and Disaster Management Agency), '高知新聞社' (Kochi Shimbun), 'エフエム高知' (FM Kochi), 'さんさんテレビ' (Sannsan TV), 'テレビ高知' (TV Kochi), '高知放送' (Kochi Broadcasting), 'NHK', '危機管理課・防災課' (Risk Management and Disaster Prevention Division), and '警察本部' (Police Department). These departments are then connected to a '住民' (Resident) box at the bottom, with the label '警報活動' (Warning Activity) indicating the final step in the process.	第2節 洪水予報河川における洪水予報 1 洪水予報の取り扱い ■ 国土交通省が気象庁長官と共同して洪水予報を国土交通省から連絡を受けた場合の連絡系統（物部川） （物部川）  The flowchart illustrates the proposed communication system for flood forecasts in the Monbu River. It follows the same structure as the current system, with the '国土交通省高知河川国道事務所' and '高知地方気象台' at the top, connected by a '共同発表' line. The '高知地方気象台' disseminates information to various media and emergency management departments. The key change is in the media outlet, where the box for 'NTV西日本又はNTV東日本' (NTV West Japan or NTV East Japan) is highlighted in red, replacing the previous 'NTT西日本高知支店' (NTT West Japan Kochi Branch). The flowchart shows the path from the Ministry office through the River Information Center and terminal machine installer, and from the High Prefecture Meteorological Office through the Water Defense Headquarters and Central East Civil Engineering Office, to the various media and emergency management departments, which then reach the '住民' (Resident) box at the bottom, labeled '警報活動' (Warning Activity).	現行 P28 令和6年高知県水防計画書に基づく修正
第3節 水防警報 3 水防警報を行う河川 (1) 国土交通大臣の行う水防警報の指定河川	第3節 水防警報 3 水防警報を行う河川 (1) 国土交通大臣の行う水防警報の指定河川	現行 P31 令和6年高知県水防計画書に基づく修正

現行（令和6年3月）			修正案（令和7年3月）			備考
（物部川）			（物部川）			
第5章 水位等の観測、気象予報等の情報収集および伝達 第2節 気象予報等の情報収集 （抜粋）			第5章 水位等の観測、気象予報等の情報収集および伝達 第2節 気象予報等の情報収集 （抜粋）			現行 P40 高知河川国道事務所の意見に基づく修正
潮位・波高	国土交通省	エラー！ハイパーリンクの参照に誤りがあります。 (海の防災情報:全国港湾海洋波浪防災情報網) エラー！ハイパーリンクの参照に誤りがあります。 (国土交通省防災情報提供センター:潮位情報リンク) https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html （潮位観測情報）	潮位・波高	国土交通省	https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ (ナウファス:全国港湾海岸波浪情報網) https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html （潮位観測情報）	
第6章 通信連絡 第1節 通信連絡系統 ■ 水防本部の連絡系統			第6章 通信連絡 第1節 通信連絡系統 ■ 水防本部の連絡系統			現行 P40 令和6年高知県水防計画書に基づく修正



第7章 水防施設および輸送

第2節 輸送の確保

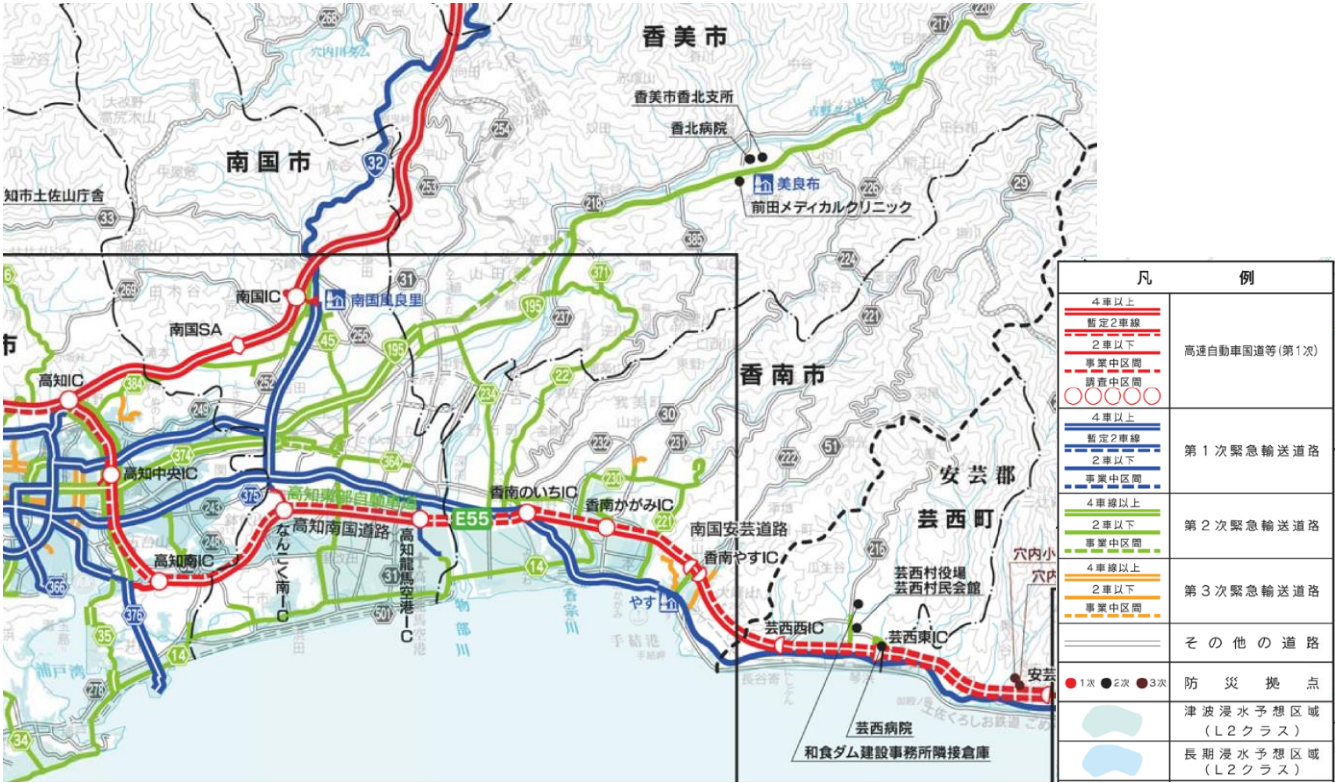
■ 高知県緊急輸送道路ネットワーク計画



第7章 水防施設および輸送

第2節 輸送の確保

■ 高知県緊急輸送道路ネットワーク計画



現行 P45
高知河川国道
事務所の意見
に基づく修正

現行（令和 6 年 3 月）					修正案（令和 7 年 3 月）					備考
第 1 0 章 協力および応援					第 1 0 章 協力および応援					現行 P73 時点修正
第 6 節 企業（地元建設業等との連携）					第 6 節 企業（地元建設業等との連携）					
No.	協定名称	協定相手	締結年月日	内容	No.	協定名称	協定相手	締結年月日	内容	
1	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	高知県建設業協会南国支部	平成 18 年 8 月 9 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供（機材表・支援建設会社名簿付属）	1	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	高知県建設業協会南国支部	平成 18 年 8 月 9 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供（機材表・支援建設会社名簿付属）	
2	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）吉本設備	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	2	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）吉本設備	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
3	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）モリタハウス	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	3	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）モリタハウス	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
4	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	百田設備	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	4	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	百田設備	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
5	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）福東建設	平成 20 年 10 月 8 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	5	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）福東建設	平成 20 年 10 月 8 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
6	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（株）濱田水道工務店	平成 20 年 9 月 25 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	6	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（株）濱田水道工務店	平成 20 年 9 月 25 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
7	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	野村設備	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	7	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	野村設備	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
8	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	野市設備工事	平成 20 年 9 月 26 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	8	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	野市設備工事	平成 20 年 9 月 26 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
9	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）中川	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	9	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）中川	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
10	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）徳大建設	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	10	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）徳大建設	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
11	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）高砂建設	平成 20 年 9 月 26 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	11	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）高砂建設	平成 20 年 9 月 26 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
12	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）大鵬建設	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	12	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）大鵬建設	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
13	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（株）太貴建設	平成 20 年 10 月 1 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	13	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（株）太貴建設	平成 20 年 10 月 1 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
<u>14</u>	<u>大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書</u>	<u>城武水道</u>	<u>平成 20 年 9 月 29 日</u>	<u>災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供</u>						
<u>15</u>	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）修成建設	平成 20 年 9 月 24 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	<u>14</u>	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（有）修成建設	平成 20 年 9 月 24 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
<u>16</u>	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（株）島内建材店	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	<u>15</u>	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	（株）島内建材店	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
<u>17</u>	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	七星建設（有）	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	<u>16</u>	大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定書	七星建設（有）	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
<u>18</u>	大規模災害発生時の	（有）サンロック	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除	<u>17</u>	大規模災害発生時の	（有）サンロック	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除	

現行（令和6年3月）						修正案（令和7年3月）						備考
		応急対策活動協力に関する協定書			去・搬送、資機材・技術者の提供			応急対策活動協力に関する協定書			去・搬送、資機材・技術者の提供	
<u>19</u>	<u>大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書</u>	<u>杉本・宮田建設（株）</u>	<u>平成 20 年 11 月 11 日</u>	<u>災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供</u>								
<u>20</u>	<u>大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書</u>	<u>佐藤電気工事店</u>	<u>平成 20 年 11 月 11 日</u>	<u>災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供</u>								
<u>21</u>	<u>大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書</u>	<u>（株）国吉電気商会</u>	<u>平成 20 年 11 月 11 日</u>	<u>災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供</u>								
<u>22</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	清岡工業	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>18</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	清岡工業	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>23</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（有）河崎興業	平成 20 年 10 月 31 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>19</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（有）河崎興業	平成 20 年 10 月 31 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>24</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（株）香美水道組合	平成 20 年 9 月 29 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>20</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（株）香美水道組合	平成 20 年 9 月 29 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>25</u>	<u>大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書</u>	<u>（有）インタクト</u>	<u>平成 20 年 11 月 11 日</u>	<u>災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供</u>								
<u>26</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	池田商店	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>21</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	池田商店	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>27</u>	<u>大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書</u>	<u>（有）阿部金物店</u>	<u>平成 20 年 9 月 25 日</u>	<u>災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供</u>								
<u>28</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	あだち建工	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>22</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	あだち建工	平成 20 年 11 月 11 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>29</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	向井電機	平成 20 年 11 月 27 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>23</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	向井電機	平成 20 年 11 月 27 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>30</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（有）宮本石店	平成 21 年 9 月 17 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>24</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（有）宮本石店	平成 21 年 9 月 17 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>31</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（有）のいち建設	平成 22 年 10 月 25 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>25</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	（有）のいち建設	平成 22 年 10 月 25 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>32</u>	災害時の応急対策活 動協力に関する協定書	香南市建設産業関連 協会	平成 22 年 10 月 20 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供 （機材表・支援建設会社名簿付 属）		<u>26</u>	災害時の応急対策活 動協力に関する協定書	香南市建設産業関連 協会	平成 22 年 10 月 20 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供 （機材表・支援建設会社名簿付 属）		
<u>33</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定	（株）第二建設センター 野市営業所	平成 23 年 3 月 18 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>27</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定	（株）第二建設センター 野市営業所	平成 23 年 3 月 18 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>34</u>	災害時における電気設 備等の復旧に関する協 定	高知県香長地区電気 工事協同組合	平成 23 年 8 月 11 日	公共設備等における電気設備等の 復旧活動、電気に係る事故防止、 復旧活動等での二次被害発見時 の通報、その他の復旧（組合企業 名簿付属）		<u>28</u>	災害時における電気設 備等の復旧に関する協 定	高知県香長地区電気 工事協同組合	平成 23 年 8 月 11 日	公共設備等における電気設備等の 復旧活動、電気に係る事故防止、 復旧活動等での二次被害発見時 の通報、その他の復旧（組合企業 名簿付属）		
<u>35</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	株式会社龍建設香南 営業所	平成 24 年 5 月 1 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>29</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	株式会社龍建設香南 営業所	平成 24 年 5 月 1 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		
<u>36</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	株式会社カザケン高知 支店	平成 24 年 6 月 6 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>30</u>	大規模災害発生時の 応急対策活動協力に 関する協定書	株式会社カザケン高知 支店	平成 24 年 6 月 6 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除 去・搬送、資機材・技術者の提供		

現行（令和 6 年 3 月）						修正案（令和 7 年 3 月）						備考
	<u>37</u>	大規模災害時の支援活動に関する協定書	高知県石油業協同組合香南支部	平成 24 年 8 月 17 日	災害の応急復旧対策、甲が保有する緊急通行車両・施設への給油（応援での他都道府県の緊急消防援助隊並びに他市町村の緊急通行車両・施設において甲の管轄内で活動するものも同様）被災者・帰宅困難者に対して、乙がラジオ・テレビ・インターネット等で知りえた情報の提供、当該給油所を一時休憩所として、飲料水及びトイレの提供		<u>31</u>	大規模災害時の支援活動に関する協定書	高知県石油業協同組合香南支部	平成 24 年 8 月 17 日	災害の応急復旧対策、甲が保有する緊急通行車両・施設への給油（応援での他都道府県の緊急消防援助隊並びに他市町村の緊急通行車両・施設において甲の管轄内で活動するものも同様）被災者・帰宅困難者に対して、乙がラジオ・テレビ・インターネット等で知りえた情報の提供、当該給油所を一時休憩所として、飲料水及びトイレの提供	
	<u>38</u>	災害発生時の応急対策活動に関する協定書	（株）足達工業	平成 26 年 9 月 12 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供		<u>32</u>	災害発生時の応急対策活動に関する協定書	（株）足達工業	平成 26 年 9 月 12 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供	
	<u>39</u>	災害発生時の応急対策活動に関する協定書	（株）アキヒロ石材	平成 26 年 10 月 14 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供（機材表付）		<u>33</u>	災害発生時の応急対策活動に関する協定書	（株）アキヒロ石材	平成 26 年 10 月 14 日	災害の応急復旧、災害廃棄物の除去・搬送、資機材・技術者の提供（機材表付）	